

これが教育改革か！  
断じて許さない！

菊地一郎

自民党の一部から教育基本法の改正が叫ばれて久しい、ことに〇三年中教審の答申でその内容が明らかになってきた。そして〇六年の今年4月、自公妥協の産物としての教育基本法改正案ができた。『朝日』の見出しで「愛国心寄せ木綿工」とあつた、この案が国会に提出されよく審議もされずに継続審議となつてゐる。民主党が対案を発表したが、これも政府に追い風になつたようである。

自民党総裁選で安倍氏は、タカ派らしく軍歌で気勢をあげる取り

巻きたちにかゝまれ、国家主義者としての面目躍如たる政策を發表した。最重要課題として、これまでタブーとされてきた憲法改正と教育改革をかかげた。

今まで政府は憲法を解釈改憲しアメリカの言いなりに自衛隊を海外派兵してきた。しかし安倍氏は

堂々と国際貢献、集団的自衛権の名のもと、戦事ができるように5年近くかけて憲法を改正するという。その安倍氏が首相になった。安倍氏はこの秋の臨時国会で、先ず教育基本法を改正するという。一体わが国の為政者は、これから日本をどこにもひいていいとしているのか。

かつてA級戦犯容疑だった岸は、首相になるや歴史はじまつて以来の大規模のデモ隊と平和憲法に逆らつて新日米安保条約を強行採決

した。安倍氏はその孫まさか祖父を見習つて国民の声を聞かず、民主主義を無視し、時代に逆行する憲法・教育基本法の改正を強行するつもりではあるまい？ そのような無法は断じて許さない！

先の十五年戦争のさなか、教育勅語による軍国主義教育をより強

力に遂行するため、小学校を国民学校にかえた。国粹主義、大和民族優越主義、大東亜共済圏名目の征服戦争礼賛を徹底して詰め込み、国民には言論を統制し國家・天皇のためにいつでも死ぬ、というマインドコントロールをかけ、その年の暮れ米英蘭との戦争に突入した。当時、戦争に反対した者は国民党、非国民とののしられ、治安維持法違反、思想犯として獄舎につながれたのである。あの亡靈がよみがえろうとしているよつに思え

てならない。

教育基本法は、戦争の大きな犠牲、天皇主權・全体主義的教育の反省のうえに民主的な個人尊重の理念、主権者国民の国民のための教育を理念として、打ち立てられたのではなかったか。平和と民主主義憲法の理念の実現、「国民の権利としての教育」実現のため制定されたのではなかったか。もうそれを忘れたわけではあるまい。立法精神を侵す改正が何故いま必要なのか。上程された改正案は小生のような素人が読んでも現行のものと似て非なるものである。思想・良心の自由を律する愛國心を掲げたり（福岡では先取りして到達度を評価した）、教師の教育の自由を奪つたり、はたまた家庭教育にまで介入するにいたつては何をか言わんやである。安倍氏は報道さ

れた殺人などの少年犯罪をあげ、だから教育改革が必要で、先ず教育基本法を変えなければならない

という。ほんとうにそうなのか。

「1950年代末から60年代と比較すると、現在の少年による殺人事件の数は当時の四分の一で推移しています。戦前だつて、今と

だいたい同水準です」（『世界』7月号対談、「これは教育のクーデターだ」）。犯罪撲滅の方策は別にたてるべきことではないか。安倍氏は個人主義を否定し、全体主義・軍

国主義の社会をめざしているよう

に思えてならない。格差社会をより進めれば、貧困層は固定化され、教育勅語への後戻りは断固阻止しなければならないのである。戦争

に正義の戦争などない。沖縄戦で

は国民を守るはずの日本軍によつ

て沖縄県民まで殺害された。大義

なきイラク戦争派兵にアメリカの

為政者の子弟は一人も入つていな

会に戻そうとしているように思えてならない。

いま1930年前後の雰囲気と大変よく似ていて、と思う。政治・軍事は軍部が、経済（軍事産業）は財閥が支配し、世界恐慌と冷戦・凶作のあおりで庶民の生活は苦しく貧富の差は広がる一方であつた。そのとき満州事変から十五年戦争に突入するのである。この頃その軍国主義への流れを感じるのである。従つて歴史を繰り返さないよう憲法・教育基本法の改正、教育勅語への後戻りは断固阻止しなければならないのである。戦争に正義の戦争などない。沖縄戦では国民を守るはずの日本軍によつて沖縄県民まで殺害された。大義なきイラク戦争派兵にアメリカの為政者の子弟は一人も入つていないと報道された。低所得層の米兵

の犠牲者は今年5月までに2400人を超えた。戦争の犠牲はいつも社会の弱者、貧しい庶民だ。平和憲法を守り、教育基本法を守り、全体主義社会への流れを食い止めなければならない。そして真の平和と民主主義の国家建設までい携えてともにがんばろう!—

(きへり じゅうじゅ・佐藤市)

ける教育も、自分が子どもだった頃=30年前と比べると様変わりしています。中でも障害児を取り巻く状況は大きく変わっています。私が子どもだった頃は、知的に遅れを持ち特殊学級に在籍していたお子さん達は、いつも絵を描いたり造形活動をしたりしていましたよな印象がありました。ですから私は知的障害を持つ人というのは、芸術的才能があるものだと信じていたくらいでした。けれど現在、自分の子どもが知的障害(自閉症)を持つた今、ちっとも総の才能があるわけではないことに気づき、

このを作り上げることに成功しているのであって、決して家ではそのような作品は作れず、それは一重に学校教育の成せる業である」と痛感します。

### 新・教育基本法に期待

—障害児の親の目から—

時津聖子

教育基本法が制定されてから60年近くが経ち、社会の状況も大きく変わりました。私が子ども達を通わせている「小学校」にお

いたくらいでした。けれど現在、自分の子どもが知的障害(自閉症)を持つた今、ちっとも総の才能があるわけではないことに気づき、知的障害にも色々な人がいるのだということを初めて知ったような次第です。中には特別な才能のある子もいるのかもしれません、長男などは、いつも学校の先生の誘導によって何とか作品らしきも

になっています。それに伴い数年前からの趨勢で、特別な支援の必要な子どもに対しては個別指導計画を作ることがほぼ常識化しています。これは本当に画期的なことだと思います。30年前なら「え、最悪」と言われ断られたような特別な配慮を、現在では「その個人